令和２年９月３日

受検者各位

白石市長　山　田　裕　一
（公印省略）

令和２年度特定計量器定期検査について（通知）

初秋の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本年は２年に１度の特定計量器定期検査の年になっております。別紙受検票のとおり検査を実施しますので、必ず受検するようお願いいたします。

なお、当日は「**定期検査受検票**」と「**計量器（はかり）、分銅、おもり**」及び「**検査手数料（現金）**」をご持参ください。

記

○検査日程

月　日	検査受付時間	対　象　地　区	検査場所
１０月５日（月）	１０：００～１５：００	越河・斎川・大平・大鷹沢・白川・福岡・小原地区 白石地区（南町・中町・長町自治会）	白石市役所正面駐車場（車庫）
１０月６日（火）	１０：００～１５：００	白石地区（南町・中町・長町自治会を除く）	

・前回と所有台数等が変わっている場合
・受検票の宛名が異なる場合※
・廃業（閉店）した場合

９月１１日(金)まで
商工観光課にご連絡ください
※領収書は受検票の宛名になります

・検査が一度だけ免除される**製造されて３年以内の計量器**につきましても、「検査免除シールを」を貼りますのでご持参ください。
・対象日時で都合が悪い場合は、**商工観光課(２２－１３２１)**へ必ずご連絡ください。
・期間中検査を受けられない場合、**他市町の受検会場又は宮城県計量検定所において必ず受検する**ことになりますのでご注意ください。

（問い合わせ先）白石市商工観光課　松谷　　電話：０２２４－２２－１３２１
宮城県計量検定所　　電話：０２２－２４７－１６４１

様式3

はかりの定期検査 受検の皆様へ

宮 城 県

取引・証明に使用する「はかり」は，検定証印（図1），または基準適合証印（図2）が刻印されていることが必要です。

「家庭用」（図3）や「取引・証明外用」と記されている「はかり」は，取引・証明には使用できません。

正しい「はかり」を使用することで，お店の信用及び利益を守ることになります。

図1 ○
検定証印

図2 ○
基準適合証印

図3 ×
家庭用の印

項　目	内　　容
はかりの定期検査	(1) 計量法第19条に基づいて行われる検査で，取引・証明に使用する「はかり」を，知事が日時，場所を指定して行う検査ですから，必ず受検してください。 (2) 市町村の区域は，2年に1回の検査です。
検査を受けなければならない「はかり」（取引，証明に該当するするもの）	(1) 商店，会社，工場等で商品・製品を計量し，重さを表示して販売・出荷する。 (2) 農協，漁協等が生産者から出荷されたものを計量し，重さを表示して販売する。 (3) 生産者が農協，漁協等に出荷したもので，農協，漁協で再計量しない場合の生産者のはかり。 (4) 農産物直売所，行商，農家の庭先等で商品を計量し，重さを表示して販売する。 (5) 病院，学校，幼稚園，保育所等で健康診断で体重を計量し，受診者へ通知する。 (6) 宅配便等で配送料金を算定するために計量する。 (7) 重量で加工賃を算定するために計量する　等。
定期検査を受ける必要のないもの	(1) 浴場，旅館にある体重測定用の試しはかり。 (2) 飲食店の盛付，調理用に使用するはかり。 (3) 製パン業の生地取り用に使用するはかり。 (4) 郵便物試しはかり　等。
定期検査が免除されるもの	(1) 適正計量管理事業所の指定を受けているはかり。 (2) 計量証明事業者が知事の登録を受けて使用するはかり等。
定期検査を受けない場合の罰則	計量法第173条により，50万円以下の罰金に処せられます。
不合格になった計量器をそのまま使用した場合の罰則	計量法第172条により，6月以下の懲役若しくは50万円以下 の罰金，又は併科となります。

不明な点は，市役所，町村役場の商工担当課，又は宮城県計量検定所にお問い合わせください。

宮城県計量検定所
〒982-0011 仙台市太白区長町七丁目22－23
電話：022－247－1641　ファックス：022－249－4372
メールアドレス：keiryok@pref.miyagi.lg.jp

様式４

はかりの定期検査手数料について

宮　城　県
H12. 4. 1改定

手数料は，下記のとおりです。検査当日に納入していただきます。

種　　類	能　　力	金　額
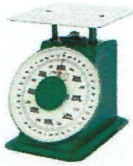 ばね式指示はかり 台手動はかり	ひょう量100kg以下	500円
等比皿手動はかり 手動指示併用はかり	〃　250kg以下	900円
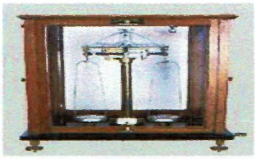 天秤 不等比皿手動はかり	〃　500kg以下	1，400円
棒はかり ばね式指示はかり（直線目盛）	－	250円
電気式はかり （電気抵抗線式はかり）	ひょう量100kg以下	1，400円
	〃　250kg以下	1，800円
（誘電式はかり） （電磁式はかり）	〃　500kg以下	2，200円
分銅（10mg以上） おもり	1個につき	10円

注意事項　1　分銅又はおもりの料金
　分銅又はおもりを使用するはかりについては，はかり自体の検査料金に分銅，おもりの個数分の料金が加算されます。

注意事項　2　精度の高いはかりの検査料金
　最小の目量又は表記されている感量がひょう量の10，000分の1未満のものについては，本表に掲げる手数料の2倍の額となります。